



よいち

2020

(令和2年)

7月号

No.831

LINEで 余市町と友だちに！



LINEの友だち追加から、上の2次元コードを読み取って登録できます。

詳細は4Pをご覧ください



今月の記事

- 02~03 令和2年度 余市町表彰式・叙勲者賀状贈呈式挙行
- 04 浜中・モイレ海水浴場開設中止について
- 05 令和3年度余市町職員採用試験のご案内

- 08 後期高齢者医療保険のお知らせ
- 13 第2回町営住宅入居申込を受付します
- 14~16 令和元年度財政状況の公表について

7月1日開町記念日

令和2年度 余市町表彰式・叙勲者賀状贈呈式挙行

令和2年度の余市町功労者及び貢献賞の各受賞者が決定しました。

受賞者は、多年に亘り郷土の発展に尽くされた方々の中から、余市町表彰審議委員会の厳正な審議の結果、決定されました。本年度は、功労者5名、教育文化貢献賞1名、社会貢献賞2名、産業貢献賞2名の方々がその榮譽に輝かれました。

7月1日の「開町記念日」に中央公民館において、各受賞者の表彰式と併せて、令和元年秋の叙勲2名、令和2年春の叙勲1名、第33回危険業務従事者叙勲1名、第34回危険業務従事者叙勲1名に対する賀状贈呈式を行います。

功 労 者

辻井 潤 氏

浜中町101番地 266
昭和21年10月9日生



多年に亘り本町自治振興に尽力され町勢の進展に寄与されました。

元 余市町議会議員

大野 哲嗣 氏

沢町4丁目87番地 1
昭和11年1月16日生



多年に亘り本町教育文化の発展に尽力され町勢の進展に寄与されました。

現 日本詩吟学院岳風会 余市支部長

佐藤 政志 氏

黒川町4丁目86番地
昭和13年10月23日生



多年に亘り本町地域防犯に尽力され町勢の進展に寄与されました。

元 余市町防犯協会 会長

北島 敏子 氏

栄町1016番地
昭和16年8月12日生



多年に亘り本町社会福祉の増進に尽力され町勢の進展に寄与されました。

元 民生委員・児童委員

村部 英明 氏

美園町465番地
昭和17年9月20日生



多年に亘り本町地域農業の振興発展に尽力され町勢の進展に寄与されました。

元 余市町農業委員

貢 献 賞

【教育文化貢献賞】

児玉 康則 氏

黒川町16丁目24番地 14
昭和11年10月10日生



多年に亘り本町教育文化の発展に貢献されました。

現 余市芸能文化研究会 会長

【社会貢献賞】

玉川 多恵子 氏
たまがわ たえこ



栄町65番地
昭和22年9月21日生

多年に亘り本町
社会福祉の増進に
貢献されました。

元 民生委員・児童委員

阿部 敏文 氏
あべ としふみ



栄町583番地
昭和27年6月18日生

多年に亘り本町
社会福祉の増進に
貢献されました。

元 北後志消防組合
余市消防団分団長

【産業貢献賞】

故山本 幸章 氏
やまもと ちかあき



登町1100番地
昭和22年9月3日生

多年に亘り本町
地域経済の振興に
貢献されました。

元 余市観光協会
副会長

叙勲者

小田 寛 氏
おだ ひろし



栄町1076番地
昭和25年6月30日生

多年に亘り本町
地域経済の振興に
貢献されました。

現 余市商工会議所
副会頭

【令和元年秋の叙勲】

長谷川 祐也 氏
はせがわ ゆうや



大川町10丁目33番地2
昭和16年9月5日生

多年に亘り教育
業務を通じ国勢の
強化に尽力された
功績により瑞宝小
綬章を受章されま
した。

市川 至 氏
いちかわ いたる



大川町17丁目8番地2
昭和10年9月10日生

多年に亘り教育
業務を通じ国勢の
強化に尽力された
功績により瑞宝双
光章を受章されま
した。

【令和2年春の叙勲】

目黒 一男 氏
めぐろ かずお



栄町398番地
昭和12年10月1日生

多年に亘り教育
業務を通じ国勢の
強化に尽力された
功績により瑞宝双
光章を受章されま
した。

【第33回 危険業務従事者叙勲】

平松 淳 氏
ひらまつ じゆん



富沢町11丁目29番地3
昭和33年10月16日生

多年に亘り国家
防衛業務を通じ国
勢の強化に尽力さ
れた功績により瑞
宝双光章を受章さ
れました。

【第34回 危険業務従事者叙勲】

櫻井 豊 氏
さくらい ゆたか



港町176番地
昭和30年4月19日生

多年に亘り消防
業務を通じ国勢の
強化に尽力された
功績により瑞宝双
光章を受章されま
した。



浜中・モイレ海水浴場の開設中止について

例年、7月中旬頃から開設しております浜中・モイレ海水浴場ですが、本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用される皆様の安全の確保が困難なことから、開設を中止することといたしました。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。※駐車場の開設、トイレ・ゴミ箱の設置はしてありません。

問合せ 商工観光課 観光グループ ☎21-2125



余市町特別定額給付金の申請をお忘れではありませんか

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態のもと、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため「余市町特別定額給付金」を支給しています。

- ・給付対象者：令和2年4月27日（基準日）において余市町の住民基本台帳に記録されている方
- ・申請・受給者：世帯の世帯主とする（申請していただく方）
- ・給付額：1人につき10万円

申請期限 8月7日（金）まで（郵送の場合は、8月7日消印まで有効）

申請期限を過ぎてからの申請は受けられませんので、申請期間中の申請をお願いします。

【詐欺被害にご注意ください】

- ・余市町や国等が、現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・余市町や国等が、「特別定額給付金」の給付のために手数料の振込をお願いすることは絶対にありません。
- ・申請の手続き前に役場や国等が銀行の口座番号等の個人情報を電話や郵便、メール等で問合せをすることは絶対にありません。
- ・メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めることは絶対にありません。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



余市町LINE公式アカウント開設のお知らせ

町では、町民の皆さんに「新型コロナウイルス」をはじめ、「休日当番医」、「公共施設」、「防災」、「教育」など様々な情報をお知らせするため、余市町LINE公式アカウント（個人による書き込みはできません）を開設いたしました。ぜひお友だちになってください。

・友だち追加方法（ご利用方法）

○ID検索から登録

1. LINEの友だち追加画面で「検索」をクリック
2. ID検索画面で、「@yoichi_town」を入力
3. 「余市町」を友だち追加

○2次元コードから登録

1. 右の2次元コードを読み取る
2. 「余市町」を友だち追加



▲余市町LINEの2次元コード

問合せ 地域協働推進課 広報広聴グループ ☎21-2142



【ご確認ください】子育て世帯への臨時特別給付金（公務員向け）について

子育て世帯への臨時特別給付金について、公務員の方は所属庁（勤務先）から申請書が配布され、お住まいの市町村に提出することとなっております。対象となっているかご確認のうえ、忘れずに提出をお願いします。

・対象の方 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれたお子様がおり、令和2年3月31日時点で住民票が余市町にある方

※申請書の配布については、役場では行っておりません。お手元がない場合は所属庁（勤務先）へご確認ください。

なお、令和2年7月3日までに申請いただいた方については、令和2年7月2日に指定の口座へお振込みいたします。

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122



令和3年度 余市町職員（建築技師）採用試験のご案内

- 受験資格** 昭和61年4月2日以降に生まれた方でかつ、次の要件のいずれかに該当する方
1. 学校教育法による大学、短期大学、専門学校及び高等学校を卒業若しくは令和3年3月までに卒業見込み（高等学校を除く）の方で、建築に関する学科を専攻・履修した方（2級建築士の受験資格を有する方、又は受験資格取得見込みの方）
 2. 建築士の資格2級以上を有する方
- 試験方法** 論文（作文）試験・面接試験
- 試験日時** 令和2年7月26日（日）予定 ※詳細については、後日連絡します。
- 試験会場** 余市町役場
- 受付期間** 7月1日（水）から7月17日（金）まで（※郵送の場合は7月17日（金）必着）
町のホームページに募集要領を掲載しています。

申込み・問合せ 総務課 人事厚生グループ ☎21-2111



令和3年度後志町村職員採用資格試験のご案内

この試験は、後志町村職員の「一般事務職」の採用資格試験です。

- 受験資格** 初級試験：平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
上級試験：平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
- 試験方法** 初級試験：教養試験（高校卒業程度）および作文試験
上級試験：教養試験（大学卒業程度）および論文試験
- 試験日時** 令和2年9月20日（日）（午前8時30分までに着席）
- 試験会場** ホテル第一会館（倶知安町南3条西2丁目）
- 受付期間** 7月1日（水）から8月3日（月）まで
（※郵送の場合は8月3日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

申込書の請求・提出・問合せ 総務課 人事厚生グループ ☎21-2111
後志町村会 ☎0136-22-0216
(〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内)



令和2年度 余市町情報公開条例・余市町個人情報保護条例の運用状況について公表します

1. 余市町情報公開条例の運用状況

◎公開請求は2件あり、その内訳は次のとおりです。

番号	請求内容	決定内容
1	①平成30年度いじめ把握のためのアンケート調査票1-1（6月実施） ②平成30年度いじめ把握のためのアンケート調査票1-1（11月実施） ③平成30年度いじめ把握のためのアンケート調査結果（6月）と考察 ④児童の動向 ⑤12月16日付児童にかかる報告書	部分公開 公開 部分公開 部分公開 部分公開
2	①放課後児童クラブ活動日誌（5月9日、10日、13日、14日）	公開

◎決定内容に対する不服申立ては、ありませんでした。

2. 余市町個人情報保護条例の運用状況

◎開示請求は、ありませんでした。

◎自己に関する個人情報の訂正請求、是正及び苦情の申出はありませんでした。

◎不服申立ては、ありませんでした。

3. 審査会の開催状況

◎審査会の開催は、ありませんでした。

問合せ 総務課 文書法制グループ ☎21-2111



令和元年度一般会計補正予算（第8号）

令和2年余市町議会第2回臨時会において承認されました令和元年度一般会計補正予算（第8号）の概要をお知らせします。

補正予算の状況（8号）

令和元年度一般会計補正予算（第8号）では、寄附に伴う各基金への積立金や今後見込まれる財政需要に備えるための基金への積立金、各種事業費確定見込みによる減額、各特別会計等の決算確定見込みに伴う繰出金等の精算による補正計上など8,185万を減額し、補正後の予算は91億9,414万5千円となりました。

主な歳出の補正内容（8号）

●寄附に伴う各基金への積立金 (社会福祉施設等建設、ふるさと応援寄附金、図書整備)	767万円	●国民健康保険特別会計繰出金	69万4千円
●減債基金積立金	3,000万円	●水道事業会計負担金	466万円



令和2年度一般会計補正予算（第1～3号）の概要について

令和2年余市町議会第2回臨時会において承認・可決されました令和2年度一般会計補正予算（第1～3号）の概要をお知らせします。

補正予算の状況（1号）

令和2年度一般会計補正予算（第1号）では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、休業要請に協力していただいた事業者への支援を目的とした感染症拡大防止対策支援助成金とそれに係る事務費の補正計上として、1,606万2千円を増額し、補正後の予算は86億7,606万2千円となりました。

補正予算の状況（2号）

令和2年度一般会計補正予算（第2号）では、国の補正予算成立を受けて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、特別定額給付金ならびに子育て世帯への臨時特別給付金の関係経費の補正計上など、18億7,397万4千円を増額し、補正後の予算は105億5,003万6千円となりました。

補正予算の状況（3号）

令和2年度一般会計補正予算（第3号）では、新型コロナウイルス対策事業費として、PCR検査体制整備に係る補助金や、地域経済活動の回復、感染症拡大防止などを目的として実施する各種事業費の補正計上として、1億2,326万8千円を増額し、補正後の予算は106億7,330万4千円となりました。

主な歳出の補正内容（1～3号）

●特別定額給付金	18億4,100万円	●PCR検査体制整備事業補助金	883万円
●新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援助成金	4,000万円	●保育所衛生環境整備工事 (空調整備設置、トイレ改修)	400万円
●新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援助成金	4,000万円	●水産物加工用水供給施設整備工事	1,300万円
●子育て世帯への臨時特別給付金	1,670万円	●各小中学校トイレ改修工事	3,260万円
		●各小中学校情報機器整備事業費	2,988万円



国民年金からのお知らせ

●国民年金保険料の「納付免除・納付猶予制度」について

「納付免除・納付猶予制度」は、収入の減少や失業など、経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合に、支払いを「免除」または「猶予」することができる制度です。

この制度を利用することで、将来の老齢基礎年金や、万一の事故・病気により障害を負った場合の障害基礎年金などの各種年金の受給資格期間（＝年金を受け取るために必要な期間）を確保することができます。

●免除制度（全額免除・一部免除）

本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除されます。

●納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。また、学生納付特例と同様に、猶予された保険料は10年以内に納めること（追納）で年金額に反映させることができます。

●免除等の申請受付 令和2年7月～令和3年6月分 受付開始 **7月1日**（水）～

●将来の老齢基礎年金等への反映比較表

	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間 への算入	年金額への 反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(※2)	○
一部免除(※1)	○	○(※2)	○
納付猶予・学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1：一部免除の承認を受けた場合は、残りの保険料を納める必要があります。

※2：免除の承認を受けた期間および免除区分によって反映される年金額が変わりますので、ご注意ください。

申請・問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120
小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236



国民健康保険のお知らせ

●新年度の納税通知書をお送りします

令和2年度の納税通知書を7月10日に郵送します。保険税は4月から翌年3月までの加入期間で、加入者の所得や資産などから計算され、7月から翌年2月まで8回にわけて納めていただきます。（保険税が年金から天引きされる方は、年金受給月に自動的に納付となります）

国民健康保険は、皆さんに納付いただいた保険税が支えとなっています。ご自身がケガや病気をした時のため、納め忘れのないようお願いします。

※国民健康保険税は世帯主に納税義務があります。そのため世帯主が加入していなくても、世帯の中に加入者がいる場合は、納税通知書は世帯主に送付されます。

●保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月からはご使用いただけません。7月下旬に新しい保険証をお送りしますので、8月になりましたら、現在ご使用のエンジ色の保険証を破棄し、緑色の保険証をご使用ください。

●限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の申請を受け付けます

認定証を病院等の窓口で提示すると、世帯の町・道民税の課税状況に応じて、窓口負担が一定の金額にとどめられます。8月から1年間ご使用いただく認定証の申請を、7月1日から受け付けますので、ご希望の方は印鑑と国民健康保険証をご持参のうえ手続きしてください。

また、現在交付を受けている方も、お持ちの認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、引き続き8月以降もご使用いただく場合には、新たに申請が必要となります。

※国民健康保険税をすべて納めていただいている世帯が対象です。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免についてのご案内は、令和2年7月に送付する令和2年度の納税（納入）通知書に同封するリーフレットでご確認ください。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121 介護保険グループ ☎21-2119



後期高齢者医療保険のお知らせ

●納入通知書をお送りします

令和2年度の納入通知書を7月10日に、加入されている皆さんに郵送します。納入方法については、後期高齢者医療制度に加入して間もない方など、一部の方を除いて年金からの天引きとなりますが、ご自身の通知書をご確認のうえ、納め忘れのないようお願いします。

●保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。北海道における令和2・3年度の保険料率は次の通りです。

- 均等割（被保険者が等しく負担）（年間） 52,048円（1,843円増）
- 所得割（被保険者の所得に応じて負担）（年間） 10.98%（0.39%増）
- 賦課限度額（1年間の保険料の上限額）（年間） 64万円（2万円増）

●保険料軽減特例が見直されました

保険料の均等割について、これまで8割軽減となっていた方は、今年度7割軽減に見直され、これまで8.5割軽減となっていた方は、今年度7.75割軽減に見直されました。

保険料を年金からの天引きで納めている方は、10月の天引きから影響しますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

●保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月からはご使用いただけません。

7月下旬に新しい保険証をお送りしますので、8月になりましたら、現在ご使用の橙色の保険証を破棄し、水色の保険証をご使用ください。

【医療機関での窓口負担の割合について】

医療機関での窓口負担割合は「一般の方は1割」、「※現役並み所得者は3割」です。前年所得をもとに、8月から翌年7月までの負担割合が決まります。

※現役並み所得者って？

町・道民税の課税所得が145万円以上の被保険者とその方の同一世帯にいる被保険者の方です。

ただし、一定の条件に当てはまる方は1割負担のままとなりますので、詳しくは保険課までお問い合わせください。

●限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月からはご使用いただけません。

引き続き交付対象に該当する方（令和2年度の町・道民税が非課税の世帯の方）は、7月下旬に保険証に同封してお送りしますので、8月になりましたら、現在ご使用の黄緑色の認定証を破棄し、黄色の認定証をご使用ください。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121



医療費助成のお知らせ

●北海道医療給付助成事業の受給者の皆さんへ

重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児等の各医療費助成を受給している方がお持ちの受給者証の有効期限が7月末となっています。8月から使用いただく受給者証を7月下旬に郵送しますのでお知らせします。

なお、助成区分は令和2年度の世帯の町・道民税の区分で決定されます。受給者の方で所得申告をされていない方は、至急手続きをお願いします。

■各医療費助成内容（受給者の医療機関窓口での負担割合です）

助成区分	町・道民税が非課税の世帯 受給者証に『○初』と印字しています	町・道民税が課税の世帯 受給者証に『○課』と印字しています
各医療費 助成共通	医科の場合：初診料 580 円を窓口で負担 歯科の場合：初診料 510 円を窓口で負担 柔整の場合：初診料 270 円を窓口で負担 （柔整の初診料については、重度・ひとり親医療費助成のみ）	窓口1割負担 ■ 1か月の自己負担額 ■ 入院+外来 57,600 円 外来のみ 18,000 円

- ① 3歳未満の子は、世帯の町道民税の区分にかかわらず非課税世帯の区分にて助成します。
- ② ひとり親家庭等の親は、入院および訪問看護のみ適用となります。
- ③ 訪問看護は助成区分に関係なく1割負担となります。
- ④ 受給者証は、道内すべての医療機関でご使用いただけます。受給者証を提示せず受診した時は、申請すると差額分が助成されますので、領収書・健康保険証・受給者証・印鑑・通帳（口座情報のわかるもの）をご持参のうえ申請してください。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121



介護保険料が軽減されます

令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられたことに伴う社会保障の充実策として、消費税による公費を投入し、第1号被保険者（65才以上の方）で町民税世帯非課税（保険料所得段階：第1段階～第3段階）の方の介護保険料が次のとおり軽減されます。

なお、第1号被保険者の皆さんに対する令和2年度介護保険料の決定通知は、7月10日に送付予定ですので、安定した介護保険事業の運営のため、納付について引き続きご理解とご協力をお願いします。

《令和2年度の介護保険料》

保険料所得段階	対象者	割合	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税 町民税世帯非課税でその他合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方 	【軽減前】基準額×0.345 ↓ 【軽減後】基準額×0.27	【軽減前】23,900円 ↓ 【軽減後】18,700円
第2段階	町民税世帯非課税 第1段階対象者以外で、その他合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方	【軽減前】基準額×0.535 ↓ 【軽減後】基準額×0.41	【軽減前】37,100円 ↓ 【軽減後】28,400円
第3段階	町民税世帯非課税 第1段階対象者以外で、その他合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	【軽減前】基準額×0.735 ↓ 【軽減後】基準額×0.71	【軽減前】51,000円 ↓ 【軽減後】49,300円
第4段階	町課税世帯 本人が町民税非課税でその他合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.97	67,300円
第5段階	町課税世帯 本人が町民税非課税でその他合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×1.00	69,400円
第6段階	町民税本人課税 合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.24	86,100円
第7段階	町民税本人課税 合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.39	96,500円
第8段階	町民税本人課税 合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.68	116,600円
第9段階	町民税本人課税 合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.82	126,400円
第10段階	町民税本人課税 合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.90	131,900円

※第1段階～第5段階の「対象者」欄中、その他合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。

※基準額は、「基準月額5,788円×12か月」です。

問合せ 保険課 介護保険グループ ☎21-2119



「在宅介護実態調査」にご協力ください!!

本町では、第8期余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の策定に向けた準備を進めています。

この第8期計画の基礎資料とするため、在宅で生活されており「要介護（支援）認定」を受けられている皆様の日頃の生活状況等について把握させていただく「在宅介護実態調査」を現在実施中です。

対象となる方には、すでに調査票を郵送しています。

この調査は、今後における本町の高齢者保健福祉及び介護保険事業の方向性を決めるための大切な調査ですので、まだ回答されていない方はぜひご協力をお願いします。

- ・調査対象者 令和2年6月1日現在において、在宅で生活する余市町介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で、要介護（支援）認定を受けている方
- ・回答期限 令和2年7月10日
- ・調査方法 郵送による調査
※記入していただいた調査票は、同封の返信用封筒で郵送してください。（切手代はかかりません。）

問合せ 介護保険グループ ☎21-2119



資源物の分け方・出し方のマナーを守りましょう

ゴミステーションに排出されたゴミや資源物のうち、特にプラスチック製容器包装類について、適切な分別がされていないために回収できないケースが増えています。

- ①プラスチック製容器包装類の中に生ゴミが混入している。
⇒生ゴミは燃やすゴミ（有料）で排出願います。
- ②プラスチック製容器包装類の中に、汚れたものや「プラ」マークがついていないものが混入している。
⇒汚れたものや「プラ」マークがついていないものは、燃やさないゴミ（有料）で排出願います。
- ③プラスチック製容器包装類を透明あるいは半透明の袋で排出していない。
⇒色付きの袋で出されると中が確認できませんので、必ず透明か半透明の袋で排出願います。

分別が不十分のため、不適正と判断されて残された袋には、回収できない理由が書かれたシールが貼られています。

自分の出した袋が残された場合には、一度持ち帰って正しく分別し直したうえで、次回収集日に再度排出してください。

残されたゴミで地域の方が、大変迷惑しています！

なお、排出ルール・詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』を今一度ご確認ください。

（町のホームページにも掲載しております。）

また、資源物のステーションは、資源物の回収曜日が記された看板が設置されております。看板のないゴミステーションでは、資源物を回収しませんのでご注意願います。

悪質な不適正排出は、不法投棄として法律により厳しく罰せられます（5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金）。今一度、適切な分別ができているかご確認をお願いします。



問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



狂犬病予防注射のお知らせ

例年5月に実施しております、狂犬病予防集合注射につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期させていただいており、集合注射をご利用予定されていた飼い主の皆様には、大変ご迷惑おかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

集合注射の実施期間は未定であるため、その間、狂犬病予防注射は動物病院で受けていただきますよう、よろしく願います。なお、動物病院へ注射を受けに行かれる際には、混雑防止のため事前に動物病院にお問い合わせください。

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118



余市町ふれあい収集のごあんない

町では、ごみや資源物をステーションまで出すことが困難で他の者の協力を得られることが出来ない世帯について、ごみの戸別収集を行っています。

【対象となる世帯は】

以下の条件を満たす独居世帯、または居住者全員が以下の条件を満たす世帯

- (1) 介護保険法制度による要支援1から要介護5に該当する方
- (2) 身体障がい者手帳の交付を受け、障がい程度が1級から3級に該当する方
- (3) 療育手帳の交付を受け、知的障がいの程度がA判定に該当する方
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する方
- (5) その他、上記に準ずる理由により、自らがごみステーションまでごみを搬出することが困難であると認められる方

【申込みから収集までの流れ】

申込み・・・申請書または電話で申込みします。ご本人でなくても親族、介護担当者や民生委員などからの申込みでも受付します。



自宅を訪問・・・職員がご自宅を訪問し、申込世帯の状況やご本人のお体の状態などを、親族、介護担当者、民生委員等にも同席いただいて確認します。



結果のお知らせ・・・ふれあい収集の決定については後日お知らせします。



収集方法・・・町が指定した曜日に週1回、委託業者が訪問します。
燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物に分別されたものを、玄関先で収集し、安否確認の声かけをします。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



建築廃材等のクリーンセンターへの持ち込みについて

個人で自宅をリフォームしたり、木造の物置等をご自分で解体するなどして発生した木材等の建築廃材を一般廃棄物としてクリーンセンターへ搬入する場合は、次の点にご注意ください。

- ・搬入できるのはあくまでも自己解体によるものであり、業者に依頼したものは産業廃棄物となるため搬入できません。産業廃棄物との区別をするため、現地での作業状況等を確認させていただきますので、搬入する前に必ず環境対策課まで連絡願います。
- ・クリーンセンターへの搬入は町内在住のご本人か、「余市町一般廃棄物収集運搬許可業者」でなければなりません。それ以外の方が搬入することは、廃棄物処理法違反になる場合があります。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



「し尿」収集料金改定のお知らせ

令和2年4月号町広報ですすでにお知らせしていますが、7月1日から「し尿」収集料金が1ℓあたり6円82銭から7円70銭に改定されます。

これからも安定した「し尿」収集運搬を続けていくために、「し尿」収集を利用されている皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

問合せ 北後志衛生施設組合 ☎22-4489



新型コロナウイルス感染症禍における災害時の避難「知っておくべき5つのポイント」について

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

この度、避難の際に知っておくべき5つのポイントをまとめましたので、ハザードマップ等と併せて平常時から確認してください。「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう。

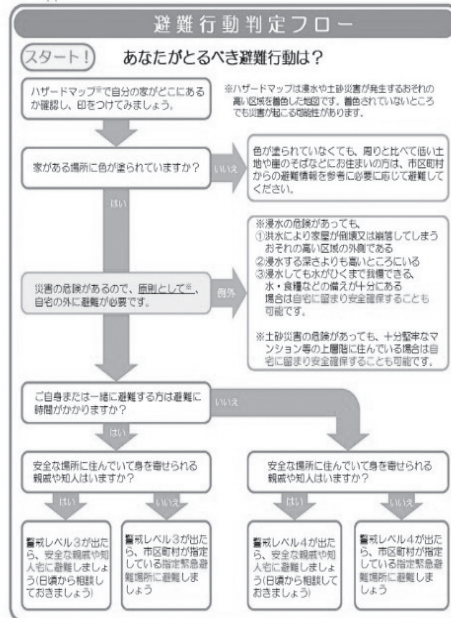
知っておくべき5つのポイント

- 避難とは『難』を『避』けること。安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館等の指定避難所ではありません。
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。できるだけ自ら携帯してください。
また、感染症対策のためにスリッパ等上靴も併せて携帯してください。
- 災害の状況により町が指定する避難場所、避難所を変更・増設する場合があります。災害時には、町ホームページ等で確認してください。
- 豪雨時の屋外の移動は車も含めて危険です。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認してください。

今のうちに、
自宅が安全かどうかを
確認しましょう！



ハザードマップ 検索



(参考：内閣府 (防災担当)・消防庁 「知っておくべき5つのポイント」)

問合せ 地域協働推進課 防災グループ ☎21-2142

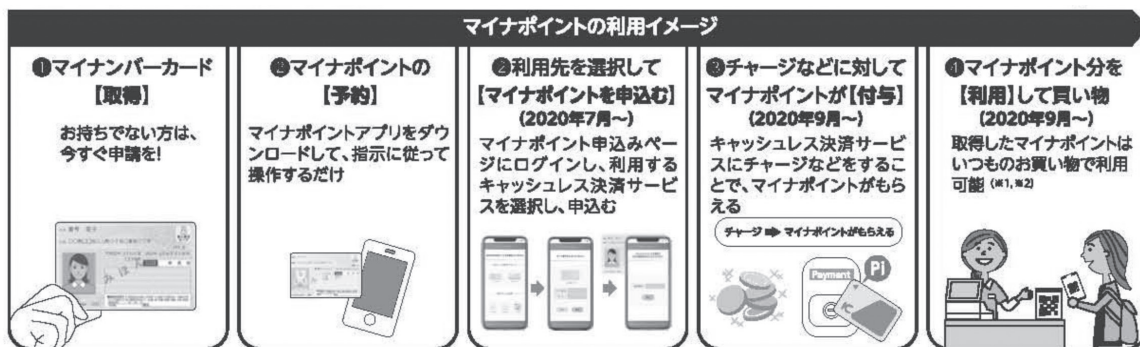


マイナポイントのお知らせ

マイナンバーカードで、マイナポイント25%もらえる！(2020年9月実施予定)

マイナンバーを取得し、〇〇ペイなど民間キャッシュレス決済サービスを選択して、マイナポイントを申込みと、一定額を前払い等した方に対して国が「マイナポイント」を付与します。

※キャッシュレスで2万円のチャージ、または買い物すると1人あたり上限5,000円のマイナポイントがもらえます。



(※1)お買い物時にはマイナンバーカードを使用しません (※2)国が買い物履歴を収集・保有することはできません

詳しくはこちらへ <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

マイナポイント

検索



問い合わせ先:マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日:9時30分~20時00分/土日祝:9時30分~17時30分

音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。

問合せ 福祉課 戸籍住民グループ

☎21-2120

余市町の空間
放射線量率

5月22日~6月22日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。
(最高値:4.3nGy/h、最低値:3.7nGy/h、平均値:3.9nGy/h) ※平常時は10~60nGy/h程度



第2回町営住宅入居申込を受付します

入居資格者（以下の①～⑦をすべて満たす方が対象です）

- ① 現在、町内に住所または勤務先（勤務予定でも可）のある方。
- ② 2人以上の家族（婚約者も含む）で入居する方。
（定められた条件を満たしている方は、特定の住宅に限り単身入居可能）
- ③ 申請時と入居時に連帯保証人がいる方。（連帯保証人は原則として町内在住の方）
- ④ 町に納付する税金および公課金を滞納していないこと。（連帯保証人も同様）
- ⑤ 定められた収入基準であること。（世帯の所得月額控除後が15万8,000円以下の方、ただし、小学校就学前の子どものいる世帯は21万4,000円以下）
- ⑥ 入居時に敷金を納入できる方。（決定家賃の2か月分）
- ⑦ 申込者（同居する者を含む）が暴力団員でないこと。

※入居申込みは例年

**4月・7月・10月の
3回受付しています。**

申込期間 7月1日（水）～14日（火）※先着順ではありません。

入居決定 7月下旬（余市町営住宅入居者選考委員会に諮り、入居者を決定します。）

募集概要

（令和2年6月18日現在）

団地名	建設年度	所在地	形式	戸数	備考（入居要件）
大浜中団地	昭和62年度	栄町458番地	3LDK	3	
共栄団地	昭和56年度	黒川町17丁目4番地1	3LDK	1	
黒川団地	平成3年度	黒川町880番地	2DK	2	高齢者等世帯向
美園団地A棟	平成7年度	美園町16番地	2DK	1	高齢者等世帯向
美園団地B棟	平成11年度	美園町20番地2	2LDK	1	身障者世帯向
			1LDK	1	高齢者等単身向
			2DK	1	高齢者等世帯向
白樺団地（平屋建）	昭和49年度	山田町32番地	2DK	1	単身可
	昭和50年度		3DK	1	
余市川団地	昭和55年度	山田町108番地6	3DK	2	
山田団地	昭和53年度	山田町392番地1	3DK	5	高齢者等単身向
	昭和54年度			1	
	昭和61年度	山田町393番地	3LDK	1	
沢町団地	昭和54年度	沢町4丁目50番地	3DK	2	高齢者等単身向
中町団地	昭和59年度	富沢町12丁目22番地	3LDK	1	高齢者等単身向
梅川団地（平屋建）	昭和48年度	梅川町372番地8	2DK	1	単身可
	昭和51年度	梅川町376番地3	3DK	10	
	昭和52年度			8	

※単身可と高齢者等単身向は、入居者が60歳以上の方等で単身者の方が対象となります。

※高齢者等世帯向は、入居者と同居者がいずれも60歳以上の方等が対象となります。

※身障者世帯向は、入居者または同居者が身体障がい者であり、かつ、肢体不自由で車いす使用者の方が対象となります。

※第2希望まで申し込みます。

入居可能収入

収入基準	家族数（収入例 就労者1人の場合の年収）			
	2人	3人	4人	5人
月額15万8千円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下

問合せ まちづくり計画課 住宅管理グループ ☎21-2124

令和元年度 財政状況の公表について

町では、年に2回（上・下半期）町の財政状況をお知らせしています。

今回は令和2年3月末現在の予算の執行状況、財産・町債・一時借入金の状況をお知らせします。

なお、4月～5月末日までの2か月間は出納整理

期間として、前年度（令和元年度）の収入・支出が可能のため、今回の執行額が最終決算額ではなく、最終的な予算の執行の内容は、広報12月号に掲載する予定です。

●一般会計予算の執行状況（3月末現在）

歳入

（単位：万円・%）

区分	予算額	収入済額	収入率
町税	17億4,120	17億6,379	101.3
地方譲与税・各種交付金	4億6,673	4億6,308	99.2
地方交付税	35億9,395	35億9,395	100.0
分担金及び負担金	5,495	5,972	108.7
使用料及び手数料	1億6,966	1億6,280	96.0
国庫支出金	11億644	7億7,201	69.8
道支出金	6億7,337	5億1,951	77.2
寄附金	1億7,298	1億7,297	99.9
繰入金	2億8,184	2億7,552	97.8
繰越金	2億981	2億981	100.0
諸収入	1億8,158	1億8,519	102.2
町債	5億860	0	0.0
その他	3,304	2,908	88.0
合計	91億9,415	82億743	89.3

歳出

（単位：万円・%）

区分	予算額	支出済額	執行率
議会費	1億4,608	1億3,784	94.4
総務費	13億6,988	11億6,625	85.1
民生費	22億7,684	21億9,323	96.3
衛生費	17億8,569	16億9,076	94.7
労働費	3,264	2,950	90.4
農林水産業費	2億6,284	2億4,425	92.9
商工費	2億3,424	2億1,515	91.9
土木費	10億3,444	8億2,038	79.3
消防費	5億3,348	5億3,348	100.0
教育費	8億471	5億5,149	68.5
公債費	7億923	6億8,861	97.1
予備費	408	0	0.0
合計	91億9,415	82億164	89.2

●令和元年度の主な事業予算

■ 総務・民生・衛生部門

- ・ワインツーリズムプロジェクト実施事業 1,500万円
- ・旧町長公宅解体事業 280万円
- ・公衆無線LAN整備事業 396万円
- ・食の都プロジェクト推進事業 3,300万円
- ・町営斎場建替事業 1億7,294万円
- ・タイヤショベル購入事業 1,650万円

■ 農林・水産・商工部門

- ・未来につながる森づくり推進事業 200万円
- ・ダム施設等維持管理事業 420万円
- ・水産物供給基盤機能保全事業 1,236万円
- ・中小企業金融対策事業 7,000万円

■ 土木部門

- ・橋りょう補修整備事業 5,238万円
- ・各公園環境整備事業 3,340万円
- ・山田団地浄化槽整備事業 4,000万円
- ・町道整備事業 2,019万円
- ・各団地環境整備事業 705万円

■ 教育部門

- ・各小中学校改修整備事業 2,754万円
- ・埋蔵文化財発掘調査業務 1億5,219万円
- ・中央公民館改修整備事業 2,354万円

●町有財産の状況

区分	土地（千㎡）	建物（千㎡）
行政財産	4,378	126
普通財産	384	0
計	4,762	126

●有価証券

株券	2,025万円
出資証券	9,942万円
計	1億1,967万円

●基金（貯金）の残高

財政調整基金	4億3,714万円
減債基金	6,293万円
社会福祉施設等建設基金	7,771万円
職員等退職手当負担金基金	3,036万円
公共施設建設整備基金	9,665万円
教育施設建設整備基金	3,643万円
介護給付費準備基金	1億8,078万円
町営住宅敷金基金	1,487万円
ふるさと応援寄附金基金	1億3,991万円
その他の基金	1億2,589万円
計	12億267万円

●町債（借金）の残高（一般会計） 60億4,524万円

●一時借入金 6億円

（年度途中の資金不足を補うための借入金であり、決算時に全額返済されます。）

特別会計

● 国民健康保険特別会計 (単位: 万円・%)

区 分	予算額	収入済額	収入率	
歳入	国民健康保険税	4 億 3,389	4 億 3,978	101.6
	一部負担金	2	0	0.0
	使用料及び手数料	40	18	0.5
	道支出金	21 億 2,459	18 億 3,226	86.2
	繰入金	2 億 465	2 億 465	100.0
	諸収入	49	311	634.7
	合 計	27 億 6,404	24 億 7,998	89.7

区 分	予算額	支出済額	執行率	
歳出	総務費	2,333	1,730	74.2
	保険給付費	19 億 8,862	18 億 2,926	92.0
	国民健康保険事業費納付金	6 億 1,393	6 億 1,393	100.0
	共同事業拠出金	1	1	100.0
	保健事業費	1,615	1,090	67.5
	公債費	100	1	0.0
	諸支出金	200	157	78.5
	予備費	100	0	0.0
	前年度繰上充用金	1 億 1,800	1 億 1,682	99.0
	合 計	27 億 6,404	25 億 8,980	93.7

● 後期高齢者医療特別会計 (単位: 万円・%)

区 分	予算額	収入済額	収入率	
歳入	後期高齢者医療保険料	2 億 1,571	2 億 1,571	100.0
	使用料及び手数料	3	3	100.0
	繰入金	9,513	9,513	100.0
	繰越金	25	25	100.0
	諸収入	8	7	87.5
	合 計	3 億 1,120	3 億 1,119	99.9

区 分	予算額	支出済額	執行率	
歳出	総務費	286	218	76.2
	後期高齢者医療広域連合納付金	3 億 826	3 億 747	99.7
	諸支出金	7	7	100.0
	予備費	1	0	0.0
	合 計	3 億 1,120	3 億 972	98.6

● 介護保険特別会計 (単位: 万円・%)

区 分	予算額	収入済額	収入率	
歳入	保険料	4 億 2,640	4 億 4,839	105.2
	使用料及び手数料	2	4	200.0
	国庫支出金	5 億 8,694	5 億 9,637	101.6
	支払基金交付金	5 億 9,626	5 億 6,044	94.0
	道支出金	3 億 2,750	3 億 4,424	105.1
	財産収入	1	1	100.0
	繰入金	3 億 3,588	3 億 3,129	98.6
	繰越金	6,982	6,982	100.0
	諸収入	5	120	2400.0
	合 計	23 億 4,288	23 億 5,180	100.4

区 分	予算額	支出済額	執行率	
歳出	総務費	2,759	2,436	88.3
	保険給付費	21 億 1,206	19 億 5,012	92.3
	地域支援事業費	1 億 3,351	1 億 1,897	89.1
	諸支出金	3,902	3,887	99.6
	基金積立金	2,950	2,950	100.0
	公債費	20	0	0.0
	予備費	100	0	0.0
	合 計	23 億 4,288	21 億 6,182	92.3

● 公共下水道特別会計 (単位: 万円・%)

区 分	予算額	収入済額	収入率	
歳入	分担金及び負担金	431	431	100.0
	使用料及び手数料	2 億 6,416	2 億 5,760	97.5
	国庫支出金	8,555	8,555	100.0
	財産収入	10	10	100.0
	繰入金	4 億 2,862	4 億 2,862	100.0
	繰越金	888	2,755	310.2
	諸収入	1	3	300.0
	町債	3 億 6,460	0	0.0
	合 計	11 億 5,623	8 億 376	69.5

区 分	予算額	支出済額	執行率	
歳出	総務費	1 億 122	6,787	67.1
	事業費	3 億 3,831	1 億 9,378	57.3
	公債費	7 億 1,664	7 億 1,656	99.9
	予備費	6	0	0.0
	合 計	11 億 5,623	9 億 7,821	84.6

※歳入が歳出に対し不足する額は、一時借入金により対応しています。

企業会計

●水道事業会計

(単位：万円・%)

区分	予算額	収入済額	収入率
収益的収入計	7億 3,218	7億 3,754	100.7
①営業収益	5億 4,388	5億 4,965	101.1
②営業外収益	1億 8,830	1億 8,789	99.8
資本的収入計	3億 7,345	3億 7,345	100.0
①出資金	1,997	1,997	100.0
②国道補助金	4,840	4,840	100.0
③工事負担金	598	598	100.0
④企業債	2億 9,910	2億 9,910	100.0
総収入計	11億 563	11億 1,099	100.5

(単位：万円・%)

区分	予算額	支出済額	執行率
収益的支出計	7億 1,993	6億 9,077	95.9
①営業費用	6億 1,202	5億 8,530	95.6
②営業外費用	1億 681	1億 525	98.5
③特別損失	100	22	22.0
④予備費	10	0	0.0
資本的支出計	6億 4,993	6億 4,580	99.4
①建設改良費	3億 2,969	3億 2,557	98.8
②企業債償還金	3億 1,895	3億 1,895	100.0
③国道補助金返還金	129	128	99.2
総支出計	13億 6,986	13億 3,657	97.6

※資本的収支において収入が支出に対し不足する額は、前年度からの繰越金などで補っています。

また、収益的収支においては、2,441万円（税抜）の純利益を計上しています。

※収益的収入・支出とは、水道料金などの収入と、施設の維持管理などのための経費です。

※資本的収入・支出とは、水道施設整備をするための経費と財源です。

組合会計

●北後志消防組合会計

(単位：万円・%)

区分	予算額	収入済額	収入率
歳入			
分担金及び負担金	12億 4,810	12億 4,810	100.0
使用料及び手数料	13	44	338.5
繰越金	2,974	2,974	100.0
諸収入	30	5,255	17516.7
合計	12億 7,827	13億 3,083	104.1

●北後志衛生施設組合会計

(単位：万円・%)

区分	予算額	収入済額	収入率
歳入			
分担金及び負担金	1億 6,672	1億 6,672	100.0
使用料及び手数料	557	507	91.0
繰越金	889	889	100.0
諸収入	1	4	400.0
合計	1億 8,119	1億 8,072	99.7

区分	予算額	支出済額	執行率
歳出			
議会費	49	40	81.6
総務費	1億 1,939	1億 1,744	98.4
消防費	10億 3,783	9億 9,814	96.2
公債費	1億 2,013	1億 2,013	100.0
予備費	43	0	0.0
合計	12億 7,827	12億 3,611	96.7

区分	予算額	支出済額	執行率
歳出			
議会費	38	30	78.9
総務費	3,909	3,741	95.7
衛生センター費	1億 4,122	1億 1,951	84.6
予備費	50	0	0.0
合計	1億 8,119	1億 5,722	86.8

●消防組合財産の状況

区分	土地 (千㎡)	建物 (千㎡)
行政財産	2	7

●施設組合財産の状況

区分	土地 (千㎡)	建物 (千㎡)
行政財産	30	2
普通財産	1	2

 赤井川村公共交通バスについてのお知らせ

●北海道中央バス 赤井川村－余市町間の「日曜日・祝祭日」運休に伴い、赤井川村では地域住民の公共交通を確保するため、代替交通として「赤井川村公共交通バス」を定時運行していましたが、令和2年7月1日より余市町民の方も利用できることとなりましたのでお知らせします。

●中央バス赤井川線の日曜日・祝日ダイヤ運休の代替交通として、赤井川村がバスを運行しております。

赤井川村によるバス運行の内容

「余市駅前」⇔「常盤」	日曜日・祝日のみ：2便ずつ運行
「余市駅前」⇔「道の駅あかいがわ」	

問合せ 運行事業主体：赤井川村 総務課 ☎34-6211
 運行受託事業者：(有)赤井川ハイヤー ☎34-6259



余市宇宙記念館からのお知らせ



余市宇宙記念館は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、接触や3密（密閉、密集、密接）を避けるため、次の通り変更の上、一般観覧を開始の予定です。（展示及び教室内容等が変更になる場合があります。）

● 展示の一部がご利用できません

プラネタリウム、シャトル打上映像、ハッブルシアター、接触を伴うコーナーは当面の間休止いたします。

● 開館時間の変更

消毒や換気のため、午前9時30分～午後4時（入館は午後3時まで）に変更します。

● 教室

一部の教室が、中止になりました。

教室の参加には、氏名、住所、連絡先電話番号、年齢のご記入が必要です。

7月のおもしろ宇宙教室		各教室の開催日1か月前から受付開始	
名 称	日 時・内 容	定員	
● 電気自動車教室	4日（土）電気自動車の仕組み等について学ぶ 《午前11時～（60分）》	15人	
宇宙開発教室③（全7回）	4日（土）国際宇宙ステーションについて学ぶ 《午後2時～（60分）》	15人	
● 航空機教室⑥～⑫（全16回）	⑥ 5日（日） 中型機、⑦ 11日（土） 大型機、⑧ 18日（土） エンジン ⑨ 19日（日） 操縦系統、⑩ 23日（木・祝） 油圧系統、⑪ 24日（金・祝） 電気系統、 ⑫ 25日（土） 空調系統 《午後2時～（60分）》	15人	
● 気圧の教室	12日（日） 実験を交えながら空気の性質について学ぶ 《午前11時～（60分）》	15人	
環境教室	12日（日） 地球温暖化やPM2.5等、地球環境について学ぶ 《午後2時～（60分）》	15人	
四季の星座教室③（全10回）	26日（日） 太陽を中心に持つ、太陽系の天体について学ぶ 《午後2時～（60分）》	15人	


※水ロケット教室、モデルロケット教室、化石教室、レゴロボット教室、自由研究教室、分光器教室、永久磁石教室は中止となりました。

※●は小学校5年生以上、その他は小学生以上が対象です。上記教室の参加には入館料はかかりません。

※申込みは各教室の1か月前から電話で受付します。

～7月の休館日～
6日（月）、13日（月）、20日（月）
27日（月）

※上の記事の詳細は ☎ 21-2200 でお問合せいただくか余市宇宙記念館ホームページ (<https://www.spacedome.jp>) をご覧ください



◀ ホームページをご覧ください

上映案内

3Dシアター

① 宇宙記念館オリジナル番組
「2041年、宇宙エレベーター」
日 時 毎日1時間に1回上映
② イベント上映
「4次元デジタル
宇宙シアター（ミタカ）」
日 時 7月30日（木）
1回目…午前11時05分
2回目…午後2時05分

プラネタリウム

3密を避けるためクローズとします。

★ 天体観望会は接触を避けるため、当面の間、開催を見合せます。

「惑星探査と人工衛星」コーナーを開設。11月30日までの期間限定で公開します！

第70回「社会を明るくする運動」 余市町住民集会・ミニ集会中止のお知らせ

「社会を明るくする運動」は犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを趣旨として例年7月を強化月間として実施されてきました。

今年も本運動が7月1日（水）～7月31日（金）の1ヶ月間、全国一斉に啓発活動が行われます。

しかし、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、今年度はポスター掲示などの広報活動を中心に実施し、住民集会などの接触型の広報活動は取りやめることになりました。そのため、黒川地区・大川地区・沢町地区で開催されてきました地域ごとの「ミニ集会」も中止となります。

本運動に毎年ご協力いただいております皆さまにおかれましては、ご理解をお願いします。

問合せ 青少年対策室 ☎ 23-5745

悩みごとは早めにご相談を!

青少年の相談 (☎ 23-5745)
こどもの悩み相談 (☎ 23-7722)

高血糖はなぜ怖い？

①高血糖が続くと糖尿病へ
食事で栄養をとると血液中にブドウ糖（血糖）が増えます。血糖は、身体を動かすエネルギー源で、全身の細胞で使われます。血糖がなんらかの原因で細胞に取り込まれなくなると、血液中にあふれます。これが高血糖です。この高血糖の状態が基準値を超えて続いているのが糖尿病です。

高血糖＝糖尿病ではありません。

慢性的に、あるレベル以上

高血糖

糖尿病



②あなたの将来をおびやかす
糖尿病の合併症

高血糖をそのまま放っておくと、動脈硬化が進行し、全身の血管がポロポロになりまします。さらに全身の神経も傷つきます。高血糖がどうかを知るために、ぜひ健診をご利用ください。

このまま高血糖を放っておくと

太い血管に生じる病気

- 心臓病
- 脳卒中
- 閉塞性動脈硬化症 など

細い血管に生じる病気

【糖尿病三大合併症】

- 糖尿病性網膜症…失明の危険
- 糖尿病性腎症…腎不全の危険
- 糖尿病性神経障害…足のしびれや壊疽などの危険

③高血糖の改善のために

糖尿病を防ぐために、高血糖や血糖値の急な上昇を防ぎましょう。血糖値の急な上昇は、動脈硬化の進行を早めます。食事のとり方等、町栄養士にご相談ください。

- ◆食事は野菜から食べる
- ◆炭水化物のとりすぎに注意
- ◆おやつなど間食は控える
- ◆朝食は抜かず1日3食規則正しく

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた、いわゆる「新しい生活様式」を実践することが求められています。

このような新しい生活様式における熱中症予防行動のポイントをまとめましたので、例年よりもいっそう熱中症に注意して生活しましょう。

- ①暑さを避けましょう
熱中症予防のためには、エアコンの活用が有効です。感染症予防のために、換気扇や窓を解放して換気をしながらエアコンを活用しましょう。換気をする、部屋の温度は高くなりやすいため、エアコンの温度調整を適宜行ってください。その他、涼しい服装にしたり、暑い時間帯には活動をひかえるなど、工夫をしましょう。
- ②適宜マスクをはずしましょう
マスクは飛沫拡散予防に有効

で、「新しい生活様式」でも一人ひとりの基本的な感染対策としてのマスク着用が推奨されています。しかし、高温・多湿でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなる可能性があります。屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できるときには、マスクをはずしましょう。

マスク着用時は、そうでないときと比較し、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかるといわれています。マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分に保つた上で、適宜マスクをはずして休憩しましょう。

③こまめに水分補給しましょう
のどが渇いていなくても、こまめに水分補給しましょう。一日あたり1.5L〜2Lを目安に補給してください。大量に汗をかいた場合は、塩分も忘れずに摂取してください。

④日頃から健康管理しましょう
日頃から、毎朝定時の体温測定、健康チェックをしましょう。これらの健康管理は、熱中症予防にも有効です。平熱を把握していることは、発熱に気づくこ

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

- ①暑さを避けましょう
- ②適宜マスクをはずしましょう
- ③こまめに水分補給しましょう
- ④日頃から健康管理をしましょう
- ⑤暑さに備えた身体づくりをしましょう



ともつながります。また、体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養してください。

⑤暑さに備えた身体づくりをしましょう
暑くなり始めの時期から、適度に運動し、身体づくりを意識してください。「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度行うのが理想的です。水分補給は忘れずに、無理のない範囲で行いましょう。

健康と暮らしの情報（7月）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、事業が延期・中止となる場合があります。最新の情報はホームページ等でご確認ください。なお、ご不明な点につきましては、問合せ先までご連絡ください。

子育て情報

事業名	対象者	実施日	時間	会場
すくすく教室 (離乳食教室)	R元年10月～ R2年1月生まれ ※申込が必要です。	1日(水)	10:30～12:00 ※申込状況によっては 午前と午後に分けて開 催する場合がございます。	キッズルーム「あつぷる」 (申込) 子育て・健康推進課 栄養指導グループ ☎21-2122
1年6か月児健診	H30年12月生まれ	16日(木)	受付12:00～12:20	福祉センター入舟分館
10か月児健診	R元年9月生まれ	21日(火)		
こども相談 (発育・発達・栄養など)	申込みをされた方 ※22日(水)まで に申込みが必要です。	29日(水)	9:00～15:00	余市町役場 ※会場まで来られない 方はご相談ください
4か月児健診	R2年3月生まれ	30日(木)	受付12:00～12:20	福祉センター入舟分館

健康づくり情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心の健康相談	20日(月) (日程変更の可能性有)	14:00～16:00	倶知安保健所	3日前までに申込が必要 (申込先) 倶知安保健所 ☎0136-23-1957
認知症の介護相談	20日(月)	13:30～15:00	福祉センター入舟分館	ご自由にご相談ください。
健康相談	29日(水)	9:00～15:00	余市町役場	22日(水)までに申込みが 必要です。

休日当番医

当番日	医療機関名	電話番号
7月5日(日)	北郷耳鼻咽喉科医院	23-5533
12日(日)	勝田内科皮フ科クリニック	22-3843
19日(日)	中島内科	22-3866
23日(木)	勤医協余市診療所	22-2861
24日(金)	田中内科医院	22-6125
26日(日)	小嶋内科	22-2245
8月2日(日)	林病院	22-5188

※休日当番医の診療時間は9時～17時までです。

休日当番医は変更になることがありますので、
確認してから受診してください。

問合せ 子育て・健康推進課 ☎21-2122

その他の生活情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心配ごと相談	8日(水)、22日(水)	13:00～16:00	福祉センター入舟分館	(問合せ) 余市町社会福祉協議会 ☎22-3156 ※法律相談は事前 申込み必要
育児・子育て相談	17日(金)	13:00～16:00		
無料法律相談 (予約制)	10日(金)	13:30～14:30	中央公民館 203号室	※事前申込み必要 役場総務課 ☎21-2111
	15日(水)	13:00～16:00		
	21日(火)	15:00～17:00	余市商工会議所	※事前申込み必要 余市商工会議所 ☎23-2116

※ 福祉センター、入舟分館(入舟町)、中央公民館(大川町4丁目)、倶知安保健所余市支所(朝日町)
余市商工会議所(黒川町3丁目)

～その191～ 『河野常吉さんが見た余市町の遺跡』

今年も町内の登町10遺跡の発掘調査が行われています。俱知安方面へ向かう高規格道路の工事にもなった発掘調査です。

「余市町の先史時代遺跡 大正十四年十月記」として、河野常吉さんによって遺された記録には、以前このコーナーで紹介した天内山（こんな話その30）とともに町内の遺跡のことが書かれていて、登町10遺跡周辺の踏査にもふれています。

「…登川を渡り更に南西に丘陵の麓に沿ひ凡そ一里（約4キロ）も行けば、モンガクと云ふ丘陵があって、其処の細流の岸に石器、土器がある。モンガクより一丘陵を越ると、其処に小谿があって、其水源は泉を成して居る。其南の斜面から、石鏃、石斧、石庖丁、石冠等を出したと云ふ。」

登川左岸の八幡山やモンガク地区、仁木町モンガクへ連なる丘陵は、「細流」や「小谿」があって大昔から人間が生活の場とするのに適した場所だったようです。

河野常吉さんは、幕末に長野県松本市に河野家の次男として生まれ、長野県師範学校松本支校を卒業後、上京して慶應義塾（現・慶應義塾大学）で学んだ後、鉱山の分析主任や長野県庁、气象台勤務などを経て明治27（1894）年に渡道、北海道庁嘱託となります。

前出の天内山は、河野常吉さんにより明治34年に見取図が書かれ、大正7（1918）年に「余市の城址」として『北海道史』附図に報告されました。河野さんは、この「城址」をアイヌ民族が使用していたチャシ（アイヌ語で砦、柵、柵囲いといった意味）と考えました。北海道内各地のチャシを調査した後の明治39年に「チャシ即ち蝦夷の砦」を『札幌博物学会々報』第一号に発表し、この分野の研究の基礎をつくりました。

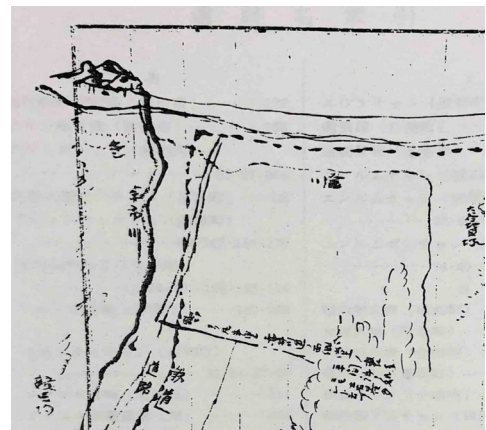
天内山を踏査した同じ年の報告で、河野さんは「余市川畔竪穴」のことも記しています。竪穴とは遺跡から発見される地面に穴をくり抜いた住居のことで、「(天内山)

「チャシ」の南方数町（1町は約110m）山田村余市川の岸の平地に、昔時、数多の竪穴あり。今日は皆開墾せられて、苹果園其他畑となりて埋没し、僅に数個の痕跡を認め得るに過ぎず。開拓者の談によれば、竪穴の形は方形または円形にして、其径三間より六間に至り、最も大なるものは約十間もありしと云ふ。深さは二三尺より五尺に至ると云ふ。」とあります。

「余市川の岸の平地」が、どの辺りを指しているのかわかりませんが、苹果園（リンゴ園）や畑とするために開墾してその多くが失われてしまったとあるので、山田町のあたり、余市川のかつての川筋には大きな遺跡があったようです（1間は約1.8m）。

河野さんが積極的に道内をめぐった、明治末から大正時代は広い地域で開墾が進んで遺跡が壊されていった時代でもありました。その保存を強く主張した河野さんが上申した明治44年の「チャシコツ保存に関する建議」が議決されたことは、北海道の文化財保存にとって記念すべきできごとでした。

100年ちかく前に、町内の遺跡を丹念に踏査された河野さんの業績は後世に受け継がれました。大谷地貝塚が国指定史跡となり、西崎山環状列石（河野報告では「畚部の環状石籬」）が守られて今も人々が集まっています。



▲ 図 余市町天内山チャシ・大谷地貝塚の位置
（「河野常吉ノート 考古編1」P190）

= 募集・お知らせ =

○住宅用火災警報器の維持・管理について!

定期的に作動確認をしても音が鳴らない場合は電池切れか機器本体の故障ですので取扱説明書をご覧ください。

ホコリなどが付くと感知しづらくなります。一年に一回程度よく絞った布で汚れを拭き取ってください。

問合せ 余市消防署 ☎23-3711



海上保安大学校 海上保安学校学生募集

海上保安庁では、令和3年4月期採用の学生を募集します。

募集内容

①海上保安大学校 ②海上保安学校

申込受付期間

インターネット受付

- ①8月27日(木)~9月7日(月)
- ②7月21日(火)~7月30日(木)

郵送・持参受付

- ①8月27日(木)・8月28日(金)
- ②7月21日(火)・7月22日(水)

試験

- ①10月31日(土)・11月1日(日)
- ②9月27日(日)

受験資格・申込み方法等

海上保安庁ホームページをご覧ください。<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/saiyou/bosyu.html>

申込み・問合せ

小樽海上保安部 管理課

(☎0134-27-6118)



余市紅志高校からの お知らせ

平成25年度より「学校開放講座」を開講しています。

今年度1回目の講座は秋野菜栽培体験です。ハクサイの栽培を播種から収穫までを3回にわたって行います。興味や関心のある方の参加をお待ちしています。

■水バケツを用意し、遊び終わった花火は必ず水につける。

また、子供の火遊びによる火災は、大人がいない時や人目につきにくい場所で発生することが多いため、発見が遅れ、初期消火が困難になり、火災が大きくなる場合があります。

親や周りの大人が、次の点に注意を払いながら、子供に対して火の恐ろしさや防火の知識について、年齢に応じた教育を行いましょう。

火遊びをしているのを見かけたら注意する

- 子供だけでは火を取扱わせない
- 子供だけを残して外出しない
- 火災の恐ろしさ、火の取扱いについて教える
- マッチやライターを子供の手の届くところに置かない

○油漏れの事故について

近年、余市町内において、ご家庭や事業所等に設置されているホームタンクから灯油等の油漏れ事故の発生件数が増加傾向にあります。

灯油等の油漏れ事故は、火災発生の危険性があることはもちろん、河川などに流出すると水質・環境汚染や、海産・農作物の被害などを引き起こす可能性があります。事故防止のため、定期的に点検を行いましょう。

- ◆家の周りで、油の臭いがしないか確認しましょう。
 - ◆ホームタンクが転倒しないよう、固定状況を確認しましょう。
 - ◆配管やゴムホースなどに腐食や亀裂がないか確認しましょう。
 - ◆油の使用量以上に燃料ゲージの減りは早くないか、もしくは急に給油量が増えていないか確認しましょう。
- 灯油等の油漏れに気づいた場合は早急に119番通報してください。



りんごの花押し花サークル

りんごの花 押し花サークル

日時 7月15日(水)
午前9時30分~12時

講師 村山洋子先生

申込み・問合せ・会場

農村活性化センター

☎23-5568 FAX 23-2189



カーランツの収穫体験

ジャムやシロップにするとおいしいカーランツの収穫体験に参加してみませんか? レシピもあります

日時 7月18日(土)
午後1時30分~午後3時
※雨天でも開催します。

募集人数 20名

受付期間 7月6日(月)から
8日(水)

午前9時~12時まで

持ち物 収穫用の袋

会場 農村活性化センター

申込み・問合せ

農村活性化センター

☎23-5568 FAX 23-2189



余市消防署からの お知らせ

花火・火遊びによる火災の防止

夏の風物詩『花火』を楽しい夏の思い出とするためにも、次のことに十分注意しましょう。

- 気象条件を考え、風の強いときは花火をしない
- 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- 子供だけでなく大人と一緒に遊ぶ
- 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る

= 募集・お知らせ =

児童館行事案内

沢町児童館 (☎23-5673)

風船バレーの会

7月4日(土)午後1時30分～

七夕飾り作りの会

7月18日(土)

午後1時30分～

※7月14日(火)までに申込みが必要です。

黒川児童館 (☎23-4338)

うちわ作りの会

7月19日(日)午後1時30分～

キッズルーム「あっぷる」

(☎48-8850)

子育て中の親子が気軽に集える場所として開放しています。

対象者

概ね3歳までの児童と保護者

日時 毎週月～金曜日

午前9時30分～午後4時

※7月1日(水)と

7月31日(金)はお休み

今月のわくわくタイム

「親子で制作」

手形でうちわ作り

～手作アートでうちわを作りますよ～

日時 7月15日(水)

午前10時～12時

定員 7世帯

受付 7月2日(木)から

申込 キッズルームあっぷる

新型コロナウイルス感染症対策のため、あっぷるをご利用される方は、次の事項にご理解いただきますようお願いいたします。

- ・密集、密接を避けるため、ご利用される前に電話で利用状況の確認をお願いします。(人数制限により、ご利用できない場合もあります。ご了承ください。)

- ・発熱、咳、下痢など風邪の症状がある場合は、家族での健康観察をお願いします。

- ・マスクの着用をお願いします。

- ・今まで自由参加だったわくわくタイムですが、密集、密接を避けるため、予約制にさせていただきます。

※両講座とも新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用と手指の消毒にご協力願います。

申込み・問合せ 7月17日(金)

午後4時45分まで

余市紅志高校

(山本:☎23-3191)



つどいの広場

保育所見学を行います。

日時 7月14日(火)

午前9時～11時

場所

①大川保育所(大川町12丁目3)

(☎23-6015)

②中央保育所(美園町43番地36)

(☎23-2159)

③ほうりゅうじ保育園(沢町5丁目80)

(☎22-2401)

※見学希望の方は、7月10日(金)までに各保育所(園)までに連絡してください。

問合せ 子育て・健康推進課

子育て推進グループ

(☎21-2122)

日時

①7月25日(土)

午前9時30分～11時

②8月8日(土)

午前9時30分～10時30分

③10月3日(土)

午前9時30分～11時

場所 余市紅志高校 農場

定員 10名程度(親子での参加も可能ですが1組として体験していただきます)

参加費 1,000円

2回目は「ブルーベリー収穫とジャム製造体験」です。本校果実園のブルーベリーを収穫し、ジャムを製造します。興味や関心のある方、親子での参加もお待ちしております。

日時 8月1日(土)

午前9時30分～12時

場所 余市紅志高校

農場・食品演習室

定員 8名程度(親子での参加も可能ですが1組として体験していただきます)

参加費 1,000円

持ち物 三角巾、エプロン



新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube 法務省チャンネル

<https://youtu.be/RYS00qCxo-0> をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害にあった方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、相談してください。

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分



<https://www.jinken.go.jp/kodomo>
(パソコン、スマートフォン共通)
下のQRコードを読み込んでください



相談する



様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ☎ **0570-003-110**

いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

子どもの人権110番 ☎ **0120-007-110**

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン ☎ **0570-070-810**

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 [インターネット人権相談](https://www.jinken.go.jp/) [検索](#)

パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

2020. ⑦広報よいち 22



図書館のすてきな窓

○「図書館お役立ちヒント」

＊図書館で希望の本が見つからないときは・・・
当館に所蔵していない本をご希望の場合は、リクエスト制度をご利用ください。新たに購入したり、他の図書館から借用していただける限りご要望にお応えいたしますので、カウンターでお申し出ください。
＊話題の本はいつも貸出中だけ・・・
新聞やテレビなどで取り上げられた本はすぐ貸出されますが、そんなときは、予約をおすすめします。本が返却され次第、ご連絡します。また、貸出中の本はHPからも予約できます。もちろん電話・FAXでもお受けしますのでお問合せください。

＊展示ケースでは、「かわいいアイヌ文様集めました!」と題して、アイヌ文様を施した花矢や前掛けなど、余市水産博物館から借用した資料を展示しています。

今月の休館日 毎週月曜日
7月31日(金)は図書整理日。

開館時間 午前10時～午後6時30分
問合せ 図書館 (☎22-6141)
(FAX23-7660)
<https://www.yoichi-lib-unet.ocn.ne.jp/>

生涯学習だより

「博物館活動協力会」会員募集中!

水産博物館には、町内の有志の方々に設立していただいた「余市水産博物館活動協力会」があります。活動の目的は、博物館活動や文化財に関連する事業に協力してもらうことや、博物館や文化財のPR、会員相互の交流や研修などです。

また、活動の一環として、フゴッペ洞窟での記念品(岩面刻画のフォトカードや彫金のアクセサリー、Tシャツなど)の販売も行っています。協力会の趣旨に賛同いただける方の入会をお待ちしています。



◆問合せ 水産博物館 (22-6187)

心を合わせて太鼓の練習を!
～北海ソーラン太鼓少年団練習開始～

今年も小学校4年生から中学校1年生までの10名が入団し、北海ソーラン太鼓少年団の活動が始まりました。団員は、歴史と伝統のある北海ソーラン太鼓の技術を習得し演奏できるようになるため、月3回のペースで中央公民館での練習に励んでいます。そして、その成果を文化発表会などの各種イベントで披露し、たくさんの拍手をいただいています。

今年も仲間と心を合わせた迫力ある和太鼓の演奏をお聴きください。



▲和太鼓の練習風景～全身を使って～



気軽に学べる文化教室
～「英会話」と「書」にチャレンジ～

生涯学習の良い機会として定着している公民館文化教室は、前期・後期の2回に分けて開設しています。

今年度の前期文化教室は、6月から「大人の英会話教室」(9名登録・4回実施)と「書の楽しみ方教室」(9名登録・4回実施)が始まり、楽しく学習に励んでいます。なお、開運巡りウォーキングは7月2日(木)に実施する予定です。



▲外国語指導助手が英語で伝え合う楽しさ!



▲山崎正義先生が書の作品作りの楽しさを!

【寿大学 学習講座】

- 第2回 8月6日(木) 「福祉講話」
- 第3回 9月10日(木) 「交通安全・防犯講話」
- 第4回 10月19日(月) 「健康歌声教室」
- 第5回 11月19日(木) 「身近な行政講話」
- 第6回 12月17日(木) 「歴史探訪講座」
- 第7回 1月14日(木) 「健康づくり講話」
- 第8回 2月4日(木) 「サークル活動発表会」
- 第9回 3月11日(木) 「閉講式・自治会お別れ会」

【女性学級 学習講座】

- 第2回 8月17日(月) 「楽しいコーラス」
- 第3回 9月7日(月) 「すてきな折り紙」
- 第4回 10月5日(月) 「フォークソングライブ&トーク」
- 第5回 10月26日(月) 「やさしい手話」
- 第6回 12月16日(水) 「交通安全・防犯講話」
- 第7回 1月18日(月) 「書に親しむ」
- 第8回 2月8日(月) 「福祉講話」
- 第9回 3月15日(月) 「一年間の振り返り・閉講式」

寿大学・女性学級のみなさんへ
今年度の学習講座が始まります
～喜びと生きがいのある生活を～

寿大学 今月の学習

☆7月10日(金)午後1時30分 301号室
●「開講式」・「学生自治会総会」

今年度の学習講座・サークル活動・自治会活動についての理解を深める講座です。

女性学級 今月の学習

☆7月6日(月)午後1時30分 301号室
●「開講式」・「歴史探訪講座」

開講式終了後は、第1回学習講座として水産博物館学芸員による「歴史探訪講座」を開催します
※新型コロナウイルスの流行状況に合わせて中止又は変更になる場合もあります。

ご寄附に感謝

(順不同、敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

●新型コロナウイルス感染症対策として

- ・中村建設株式会社

マスク 10,000枚

●新型コロナウイルス感染症対策として

- ・高橋配管設備株式会社

消毒液 1,000ℓ、噴霧器 9台
ポリタンク 9個

●小中学校消毒作業用消耗品として

- ・株式会社草別組

アルコール除菌ジェル
(100,000円相当)

●新型コロナウイルス感染症対策として

- ・伊藤 健治・伊藤 久美子

一金 30,000円

●新型コロナウイルス感染症対策として

- ・余市協会病院

手作り布マスク 70枚

●新型コロナウイルス感染症対策として

- ・余市建設業協会

マスク 10,000枚、薬用ハンドソープ 100ℓ



国勢調査の調査員が不足しています

国勢調査は日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした調査です。本町では120人の調査員の方々のご協力が必要となりますが、現在、調査員が不足しています。主な業務は担当調査区の世帯に調査票の配布と回収を行う業務です。調査を始める前に業務説明会を開きますので、未経験の方も安心して調査員として働くことができます。興味のある方は町ホームページをご覧ください。電話でご相談ください!

応募資格 20歳以上で警察、選挙に直接関係のない方

報酬 40～70世帯の訪問で

約40,000円

期間 8月下旬から

10月下旬まで

申込み・問合せ 地域協働推進課 ☎21-2142

よいちの人口

令和2年5月31日現在

人口 18,361人 (-29)

男性 8,543人 (-17)

女性 9,818人 (-12)

世帯数 9,813世帯 (-6)

※カッコ()内の数字は前月比

平成27年国勢調査(確定値)

人口 19,607人 世帯数 8,769世帯

●異動の内訳●

転入 22人

転出 32人

出生 2人

死亡 21人

【税務課からのお知らせ】

～今月の税～

納期限

固定資産税 2期

7月27日(月)

国民健康保険税 1期

夜間集合徴収所をご利用ください!

7月27日(月) 17:30～19:00

- ・役場1階 税務課窓口
 - ・福祉センター本館(富沢町)
- ※納付書をご持参ください。
納税相談も実施しています。



納期限を過ぎると

納期限を過ぎても納付の確認ができない方には納期限の翌月に督促状が送付され、督促手数料100円が加算されます。その後も納付や連絡がないまま放置されますと、税の公平性を確保するために、法律(地方税法等)に基づき滞納処分(預金、給与、不動産等の差押)となる場合があります。

納め忘れを防ぐには

納付書を持参して金融機関やコンビニエンスストア等で納付いただくほかに、ご指定の預貯金口座から自動的に納付できる口座振替、パソコンやスマートフォンから納付が可能なインターネットからのクレジット納付をご利用いただけます。詳しくは、納税通知書裏面、納税通知書に同封しているリーフレットまたは町ホームページにてご確認ください。

納税にお困りの方へ

納税にお困りの方は一人で悩まずに、すぐに税務課納税グループにご相談ください。

※徴収猶予(特例制度)について

新型コロナウイルス感染症の影響により、①令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、②一時に納税を行うことが困難である場合は、申請に基づき、納期限の翌日から最長1年間、無担保かつ延滞金なしで町税の徴収猶予を受けることができます。

制度の詳細や申請方法等については町ホームページをご覧ください。か、税務課納税グループにお問い合わせください。

問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ1千万円
(1等1千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

7月14日◎2種類同時発売!

発売期間 7/14(火)～8/14(金)

公益財団法人北海道市町村振興協会